

社会保険ひろしま

第890号

- 【ご案内】 令和4年10月1日からの制度改革事項
- 【ご案内】 令和4年10月から一部の届書様式が変更となります
- 【ご案内】 届書作成プログラムの機能追加について
- 【おわび】 日本年金機構からのお知らせ7月号の記載誤りについて
- 【ご案内】 厚生年金保険料等納入コールセンターの設置（令和4年10月～）
- 【制度改革】 令和4年4月から在職定時改定制度が導入されました
- 【制度改革】 令和4年10月の短時間労働者の適用拡大にともなう老齢厚生年金の経過措置
- 【ご案内】 社会保障協定適用証明書交付等申請書の送付先が変わります
- 令和4年度「健康づくり優良事業所」に1,417社が認定されています！
- まずは「ひろしま企業健康宣言」にご参加を！
- 健診の後は特定保健指導を受けましょう！
- LDLコレステロール値が高い方へのご案内を開始します

10
2022
令和4年

職場内で回覧して下さい

広島県の状況

令和4年9月末

		厚生年金	健康保険
適用事業所数		58,820	58,248
船舶所有者数		260	343
被保険者数	男性	509,596人	387,830人
	女性	327,878人	271,775人
	船員	2,969人	3,261人

【お詫びと訂正】

先月9月号の表紙の被保険者数・船員の数値を誤って記載しておりました。
正しくは、厚生年金2,986人、健康保険3,279人です。
お詫びして訂正いたします。

日本年金機構からのお知らせ

- ◆ 表面の詳細内容は、裏面下部のURLまたは二次元コードより「[日本年金機構からのお知らせ特集ページ](#)」をご確認ください。

ご案内 令和4年10月1日からの制度改正事項

令和4年10月1日から、改正される主な事項は、次のとおりです。

改正事項	概要
I 短時間労働者の適用拡大	
① 特定適用事業所要件の見直し	被保険者数501人以上から101人以上の事業所へ拡大
② 勤務期間要件の見直し	「1年以上」要件の撤廃と「2カ月要件」(⇒II)の適用
II 被保険者の適用除外要件の見直し	「2カ月要件」および資格取得時期の見直し
III 適用事業所の範囲の見直し	常時5人以上雇用している土業の個人事業所を追加
IV 育児休業等期間中の保険料免除要件の見直し	同一月内の育児休業等取得と賞与保険料の取り扱いの変更

上記の「[日本年金機構からのお知らせ特集ページ](#)」内の「令和4年10月から短時間労働者の適用拡大・育児休業の見直し等が行われます」のリンク先に、改正事項の詳細をまとめて掲載しています。

ご案内 令和4年10月から一部の届書様式が変更となります

- ◆ 法改正や処理方式の見直しを行うため、令和4年10月から一部の届書様式が変更となります。

<対象届書>	
・ 育児休業等取得者申出書/終了届	・ 保険料口座振替納付(変更)申出書
・ 適用事業所名称/所在地変更届	・ 産前産後休業取得者申出書/変更届
・ 新規適用届	・ 事業所関係変更届
・ 任意適用申請書	・ 適用事業所全喪届
	・ 任意適用取消申請書

※ 様式変更後の届書は、日本年金機構ホームページからダウンロードすることができます。

※ 様式変更対象の届書を令和4年10月以降に提出される場合は、変更後の届書様式を使用するようお願いいたします。

ご案内 届書作成プログラムの機能追加について

令和4年10月1日(土)に、以下の機能を追加した届書作成プログラムを機構ホームページに公開します。

✓ 「健康保険被扶養者(異動)届」および「国民年金第3号被保険者関係届」について、「届出意思確認済み」のチェックボックスを追加します。

これにともない、備考欄へ「届出意思確認済み」である旨を入力する取り扱いは終了します。

令和4年10月1日以降は、旧バージョン(Ver.26.00以前)の届書作成プログラムによる申請ができなくなります。また、旧バージョンで作成した届書はシステムチェックにより自動返戻されますので、**必ず新バージョン(Ver.27.00)に更新の上、ご利用ください。**

おわび 日本年金機構からのお知らせ7月号の記載誤りについて

令和4年7月に送付いたしました日本年金機構からのお知らせ令和4年7月号に掲載した「育児休業等期間中における社会保険料の免除要件が改正されます」の記事の一部に誤りがありましたので、お詫びして訂正いたします。

訂正箇所：表下段右側(令和4年10月以降の賞与にかかる保険料の免除)

【誤】1カ月以上の育児休業等 ⇒ 【正】1カ月を超える育児休業等

なお、訂正後の記事は、裏面下部のURLまたは二次元コードより「[日本年金機構からのお知らせ特集ページ](#)」に令和4年7月号として掲載しております。

ご案内

厚生年金保険料等納入コールセンターの設置（令和4年10月～）

適用事業所に納付していただく厚生年金保険料等の納付期限は、対象月の翌月末です。納付期限までに保険料の納付が確認できない場合は、年金事務所から架電や文書により、早期に納付いただくよう案内していました。

令和4年10月以降、各年金事務所が行っていた架電による案内を「厚生年金保険料等納入コールセンター」に集約し、コールセンターから案内を差し上げます。

保険料の納付が遅れると督促状が発行され、督促状に記載された指定期限までに納付がなかった場合は、延滞金が課されることとなります。

早期納付・納期内納付にご理解・ご協力をお願いします。

（注1）東京都内の事業所については、令和4年2月よりコールセンターからの架電を開始しています。

（注2）当コールセンターの電話番号は発信専用のため、番号は公表していません。

お問い合わせは年金事務所あてをお願いします。

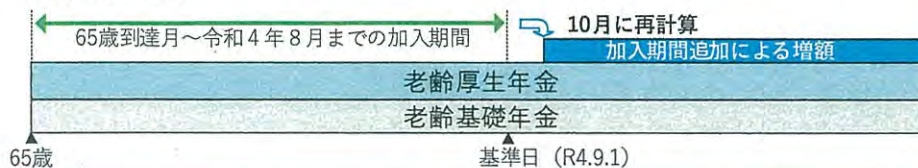
制度改正

令和4年4月から在職定時改定制度が導入されました

令和4年4月から、基準日（9月1日）に在職中の65歳以上70歳未満の老齢厚生年金の受給権者について、基準日の属する月前の厚生年金保険加入期間を追加して、年金額を毎年10月分から改定する仕組み（在職定時改定）が導入されました。

在職定時改定による年金額改定のお知らせ（支給額変更通知書）は、11月上旬に送付する予定です。

【令和4年度のケース】

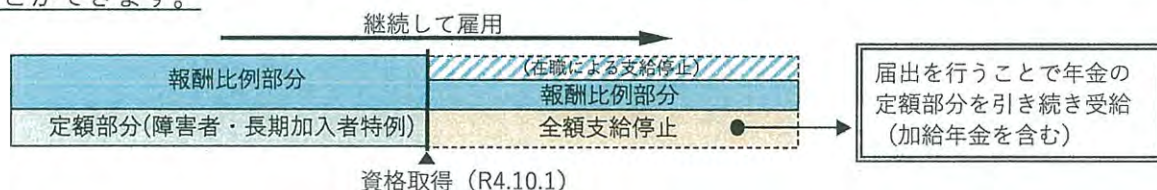


制度改正

令和4年10月の短時間労働者の適用拡大にともなう老齢厚生年金の経過措置

障害者または長期加入者の特例による65歳未満の老齢厚生年金については、年金の定額部分が支給されますが、厚生年金の被保険者になると年金の定額部分は全額支給停止となります。

上記に該当する方が、令和4年10月の短時間労働者の適用拡大によって、令和4年10月1日に被保険者となる場合は、「老齢厚生年金在職支給停止一部解除届」を提出することで、年金の定額部分を引き続き受給することができます。



ご案内

社会保障協定適用証明書交付等申請書の送付先が変わります

令和4年10月より、事務センターで行っている厚生年金保険にかかる社会保障協定適用証明書の事務処理を日本年金機構本部に集約します。 ※窓口受付は、最寄りの年金事務所にて可能です。

このため、令和4年10月1日以降、社会保障協定の適用証明書交付申請書、適用証明期間継続・延長申請書、適用証明書再交付申請書を郵送により提出する場合は、以下の送付先まで郵送してください。

【送付先】〒182-8530 東京都調布市調布ヶ丘1-18-1 KDX調布ビル3階
日本年金機構 社会保障協定担当係 宛

日本年金機構からのお知らせ 特集ページ

「日本年金機構からのお知らせ」の補足情報等を掲載しています。

<https://www.nenkin.go.jp/toku/setsu/kikou-oshirase.html>



ツイッター 公式アカウント @Nenkin_Kikou

公的年金に関する各種手続きやお知らせなどを随時発信しています。ぜひフォローいただきご活用ください。

日本年金機構HP <https://www.nenkin.go.jp/>



協けんぽ 広島支部からの

2022年
10月

加入者の皆様へお知らせいたします
ますようお願いいたします

お知らせ

健康
社会
未来



健康
社会
未来

令和4年度「健康づくり優良事業所」に1,417社が認定されています!

「ひろしま企業健康宣言」エントリー事業所様を対象に、令和3年度の健康づくりへの取組みを確認させていただき、認定基準を満たされた事業所1,417社を令和4年8月12日付で令和4年度「ひろしま企業健康宣言 健康づくり優良事業所」として認定しました。

ロゴマーク
認定証

令和4年度

ひろしま企業健康宣言
健康づくり優良事業所

ロゴマーク(ゴールド)

認定証(イメージ)

●認定事業所数について

認定の表示 (★の個数) ※取組状況によって星の数と色が変わります	事業所数
★★★★★ (ゴールド)	407社
★★★★ (シルバー)	640社
★★★ (ブロンズ)	370社

多くの認定事業所様がホームページで「健康づくり優良事業所」としてPRされています

健康づくり優良事業所 広島

検索

令和5年度
認定を目指し
ませんか

まずは「ひろしま企業健康宣言」にご参加を!

認定までの3ステップ

1. 下記の「エントリーシート」を協けんぽ広島支部にFAXで提出する
2. 健康づくりを実践する
3. 前年度の取組みを振り返る「チェックシート」を提出する(5月頃送付)

宣言内容

- ① 経営者自ら率先し取り組むこと
- ② 健康づくり担当者の設置
 - 健康づくりご担当者を健康保険委員として登録します。
- ③ 健康課題の把握・改善
- ④ 「健康づくりの好循環」の定着
 - 定期健診受診率100% ●特定保健指導実施率35%以上 ●要治療者への早期受診勧奨
- ⑤ 労働基準法等、法令の遵守
- ⑥ 事業所内での取組実施

できることから
始めましょう!



「ひろしま企業健康宣言」エントリーシート (FAX:082-568-1130)

郵便番号	(社判の押印可)		
事業所所在地			
事業所名称			
電話番号			
健康づくりご担当者 (フルネーム)	保険証の記号 (7・8桁の数字)		
メールアドレス	●利用規約(右の二次元コード)に同意の上、メールマガジンの配信を希望します @		
今後の取組項目 (1つ以上に✓)	<input type="checkbox"/> 食生活の改善 <input type="checkbox"/> 感染症予防対策	<input type="checkbox"/> 運動機会の増進 <input type="checkbox"/> 過重労働対策	<input type="checkbox"/> 受動喫煙対策 <input type="checkbox"/> メンタルヘルス対策



健診を受けただけで
終わらせない!

健診の後は特定保健指導を受けましょう!

■ 特定保健指導とは

健診結果から、メタボリックシンドロームとその予備群に該当する方を対象とした保健師・管理栄養士による無料の健康サポートです。

対象者がいる事業所には案内をお送りしていますので、ぜひお気軽にご利用ください。

対面での面談のほか、オンライン面談も行っています!

「出張や外出が多くなかなか時間がとれない」、「新型コロナウイルス感染症が心配」等の声にお応えできます。

ご希望の方法を選択いただき、一緒に生活習慣を改善しましょう!



LDLコレステロール値が高い方へのご案内を開始します

協会けんぽではこれまで、健診の結果、血圧値、血糖値が高く、医療機関への受診が必要と判定され、受診されたことが確認できない被保険者様に対して、医療機関への受診を案内する通知をご自宅にお送りしていました。

令和4年10月から、LDLコレステロール値が高い被保険者様についてもご案内を開始します。

Q.LDLコレステロールとは?

A 悪玉コレステロールとも呼ばれ、肝臓で作られたコレステロールを全身へ運ぶ役割を担っており、増えすぎると動脈硬化を起こして心筋梗塞や脳梗塞を発症させる危険性があります。

参考：厚生労働省e-ヘルスネット

Q.LDLコレステロール値が高いまま放置すると?

A LDLコレステロール値が180mg/dL以上の方は、100mg/dL未満の人と比べて、**約3~4倍**、心筋梗塞等になりやすいことが分かっています。

参考：標準的な健診・保健指導プログラム【平成30年度版】

受診勧奨基準値

血圧	収縮期血圧 ……………	160mmHg以上
	拡張期血圧 ……………	100mmHg以上
血糖	空腹時血糖 ……………	126mg/dL以上
	HbA1c ……………	6.5%以上(NGSP値)
脂質	LDLコレステロール…	180mg/dL以上

令和4年10月分から送付



事業主の皆さまへのお願い

コロナ禍を理由に健診や医療機関の受診を控えることは、健康状態の悪化につながります。健診機関や医療機関では、換気や消毒等の感染症対策を行っていますので、安心して受診いただくよう従業員の皆さまへお声掛けください。また、勤務時間の調整や費用補助等、受診しやすい環境の整備にも併せてご協力をお願いします。

協会けんぽ広島支部からのお知らせ

(2022年10月号)

<発行>  全国健康保険協会 広島支部
協会けんぽ

〒732-8512 広島市東区光町1-10-19 日本生命広島光町ビル

お問合せ
はこちら

電話番号 082-568-1011(代表)

平日のみ 8:30~17:15

※おかけ間違いにご注意ください



今月の TOPICS

1回の診察で
最大3回使用できる処方箋

「リフィル処方箋」が はじまりました

対象は症状が安定していると医師が判断した方。毎月通院し、同じ薬を長期で服用している方などは、通院の負担を軽減できるかも。まずは医師にご相談ください。



詳しくはこちら

